

中小企業の設備投資支援策をご案内します！

市では、生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた中小企業の設備投資を支援していますので、その概要についてお知らせします。

☒詳細 産業振興課 ☎4111内線263、FAX③7432



先端設備等導入計画

中小企業者が設備投資を通じ労働生産性の向上を図るための計画です。

対象 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

申請先 小樽市（産業港湾部産業振興課）

※設備を取得する時期については、活用する制度等により十分確認してください。

固定資産税の特例

一定の要件を満たし、認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき令和3年3月31日までに取得した機械装置などに係る固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。ただし、最低取得価額や販売開始時期などの条件があります。

対象 資本金1億円以下の法人または従業員数が1000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）

国の令和元年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(ものづくり補助金)

中小企業が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。詳細は右表のとおりです。

事業類型		補助上限額	補助率
一般型		1000万円	中小企業：2分の1
グローバル展開型(新)		3000万円	小規模事業者等：3分の2
ビジネスモデル構築型(新)		1億円	定額

※通年で公募し、複数の締め切りを設けて（5月、8月、11月、2月を予定）審査・採択。



子育て世帯のための共同住宅を募集

☒詳細 建築住宅課 ☎4111内線354、FAX⑦4554



市では、子育て世帯がより少ない負担で利便性の高い地域に住めるよう、民間事業者等（オーナー）が有する既存の賃貸共同住宅の空き戸を市営住宅として借り上げ、転貸する制度（小樽市既存借上住宅制度）を実施しています。

申請方法や詳細な条件については、ホームページをご覧ください。建築住宅課へお問い合わせください。

おおむねの対象エリア 錦町、色内、稲穂、富岡、緑1～3丁目、花園、山田町、東雲町、相生町、港町、堺町、入船、松ヶ枝1丁目、住ノ江、住吉町、信香町、若松、奥沢1～2丁目、真栄1丁目、潮見台1丁目、新富町、勝納町、若竹町、新光1～4丁目、朝里2～3丁目

申請 6月1日(月)までに建築住宅課へ

※借り上げ期間中は、毎月の賃料を小樽市からオーナーに支払います。
※借り上げ期間満了時には、必要な修繕を行い、借り上げた住宅を返還します。



「冬期間マイカー通勤自粛キャンペーン」ご参加ありがとうございました！

☒詳細 小樽市地域公共交通活性化協議会事務局（新幹線・まちづくり推進室） ☎4111内線480、FAX②3963



冬期間の通勤・通学時間帯の渋滞緩和と公共交通機関の利用促進を目的として、1月に実施した「冬期間マイカー通勤自粛キャンペーン（公共交通機関を利用しよう!）」の結果について報告します。

参加人数（延べ） 230人（バス利用者168人、JR利用者43人、徒歩19人）

CO2削減量 約1.32トン（CO2排出量の算出方法は、「エコ通勤」の手引き（国土交通省）を使用）

参加事業所（15事業所） 小樽商工会議所、株式会社クマシロシステム設計小樽営業所、合同会社小樽カナルポート、近藤工業株式会社、中央バス観光開発株式会社、中央バスビジネスサービス株式会社、中央ビルメンテナンス株式会社小樽支店、北海道後志総合振興局小樽建設管理部、北海道後志総合振興局小樽道税事務所、長崎屋小樽店（五十音順）、小樽市役所ほか4事業所

アンケートでは、「周知する時間があまりなかった」「冬期間に限らず、マイカー通勤自粛の運動をするべき」などのご意見が寄せられました。

次回は、頂いたご意見を参考に、より多くの方にご参加いただきたいと思います。